

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 いわし流し刺し網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 7 隻
- (3) 船舶の総トン数 定めなし
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 南房総市富浦町多田良大房鼻（北緯 35 度 2 分 11 秒東経 139 度 48 分 47 秒の点）と館山市洲崎灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを順次結ぶ線以北の千葉県海面
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域又は南房総市富浦町多田良大房鼻地先から館山市洲崎灯台地先に至る海域に接する地域に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年 5 月 3 0 日から 6 月 2 9 日まで